

お知らせ版



2020 2 / 15

No. 318

棚倉町役場
地域創生課 ☎33-2112

棚倉町鳥獣被害対策実施隊員を募集します

年々増加する有害鳥獣（主にイノシシ）による農作物等の被害を防止するため、捕獲等に積極的に取り組んでいただける方を募集します。

募集人数 15名程度

資格 猟銃免許（猟銃・空気銃・わな）
運転免許をお持ちの方

身分 非常勤の特別職の職員

申込期限 3月16日(月)

任期 令和2年4月1日から2年間

その他 各資格などの写しを持参ください。

■お申し込み・お問い合わせ

産業振興課 農林係 ☎33-2113



下水道排水設備指定工事店新規登録および更新を受け付けます

町では排水設備指定工事店制度を設けており、町内で排水設備の工事をするには、指定工事店としての登録が必要です。また、登録後は5年ごとに更新が必要となります。

受付期間 3月2日(月)～3月16日(月)

※土・日を除く。

■お問い合わせ

上下水道課 下水道係 ☎33-2119

毎年2月は『全国生活習慣病予防月間』です

2020年のスローガン

“^{たどろ}多動”（元気に動いて健康づくり）

“多動”とは、身体を活発に動かすことです。

警察署からのお知らせ

棚倉町の交通事故発生状況（カッコ内は前年比）

| 発生件数 | 死者数 | 傷者数 | 物件事故 |
|--------------|------------|--------------|--------------|
| 20件 (-14) | 0人 (±0) | 22人 (-23) | 332件 (+1) |

令和元年中の人身事故は、前年に比べ大きく減少しました。今年も交通事故に遭わないよう、安全運転を心がけましょう。

また、寒さがだんだん厳しくなり、山道や木陰では、道路が凍結している場合があります。カーブなどの先が見えない道路では、速度を十分に落とし、安全を確認しながら走行しましょう。

■お問い合わせ

棚倉警察署 地域交通課 ☎33-0110

3月の心配ごと相談

| | 民生委員 | 弁護士（要予約） |
|-----|--------------|---------------|
| 開催日 | 9日(月) | 19日(木) |
| 時間 | 午前9時～正午 | 午前10時30分～午後3時 |
| 場所 | 保健福祉センター 相談室 | |

■お問い合わせ

棚倉町社会福祉協議会 ☎33-2623

健康トランポリン教室を開催します

地方創生推進交付金事業

いきいきたなちゃんポイント事業

一人用トランポリンを使って、インストラクターが指導しますので、どなたでも無理なく運動できます。

音楽に合わせて上下運動を行うことで、バランス機能の向上、腰痛・膝痛の軽減、認知機能の改善が期待できます。

日時 2月26日(水) 午後1時30分～3時

3月1日(日) 午前10時30分～正午

3月5日(木) 午後7時～8時30分

会場 健康づくり交流館（ルネサンス棚倉内）

対象者 40～69歳

参加料 無料

定員 各日先着10名

持ち物 飲み物、室内シューズ、タオル、
運動できる服装

申込期限 各日1週間前まで



■お申し込み・お問い合わせ

健康福祉課 健康づくり係 ☎33-7801

軽自動車税 手続きはお早めに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在所有している方に課税されます。譲渡や死亡等による所有者の変更、または廃車等の手続きをしていない方は、お早めにお手続きください。

ナンバーをつけたまま放置してあるバイク、農耕車、軽自動車などはありませんか？4月1日までに手続きが済んでいない場合、引き続き課税されることとなりますのでご注意ください。

| 車種 | 手続き場所 | 手続きに必要なもの | |
|---------------------------|--|--|--|
| | | 住所・名義変更 | 廃車 |
| 原動機付自転車 小型特殊自動車 | 役場税務課 ☎ 33 - 2118 | ・ 標識交付証明書 ・ 新所有者の印鑑 ・ 旧所有者の印鑑または譲渡証明書 | ・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書 ・ 所有者の印鑑 |
| 軽自動車 (三輪・四輪) | 軽自動車検査協会 コールセンター ☎ 050 - 3816 - 1838 | ・ 車検証 ・ 新所有者の住民票 ・ 新所有者の印鑑 ・ 旧所有者の印鑑または委任状 | ・ ナンバープレート ・ 車検証 ・ 所有者の印鑑または委任状 (法人の場合は法人の印鑑) |
| 二輪の小型 自動車 (250cc超～) | いわき自動車検査登録 事務所 ☎ 050 - 5540 - 2016 | ・ 届出済証 ・ 新所有者の住民票 ・ 新所有者の印鑑 ・ 旧所有者の印鑑または委任状 ・ 自賠責保険の原本 | ・ ナンバープレート ・ 届出済証 ・ 所有者の印鑑または委任状 |
| 二輪車 (125cc超～250cc以下) | 社団法人福島県 軽自動車協会 いわき支所 ☎ 0246 - 72 - 0656 | | |

※軽自動車、二輪の小型自動車、二輪車は、棚倉町自家用自動車協会（☎33-3028）でも代行手続きができます。

令和元年度全国統一防火標語

「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

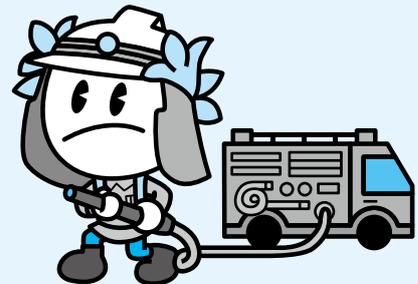
3月1日～7日は春季全国火災予防運動期間です

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節が続きます。暖房機器や調理器具等の取り扱いには十分注意しましょう。一人ひとりが火災予防の意識を持ち、地域が一体となって火災予防に努めましょう。

住宅用火災警報器を設置しましょう

火災発生時の死傷者発生原因は、逃げ遅れがほとんどです。住宅用火災警報器の設置は、音や音声による警報で、迅速な初期消火、避難が可能となります。

- 住宅用火災警報器が必要な場所
 - ・ 寝室として利用している部屋
 - ・ 寝室がある階の階段踊り場
 その他、台所への設置も推奨しています。
- 住宅用火災警報器を正常に作動させるために
 - ・ 定期的な作動点検と清掃
 - ・ おおむね10年での交換



設置した住宅用火災警報器の交換時期はおおむね10年です。乾電池を交換するタイプでも本体の寿命はおおむね10年となりますので、設置した時期から10年経った住宅用火災警報器は本体の交換を行ってください。定期的な作動点検で、大切な命と財産を守りましょう。

■お問い合わせ 棚倉消防署 ☎33-4522